- 理事長・学長決定
- 労働安全衛生法
- 外国為替及び外国貿易法
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
- 家畜伝染病予防法
- 狂犬病予防法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 植物防疫法
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 水産資源保護法
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- 高圧ガス保安法
- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 毒物及び劇物取締法
- 消防法
- 麻薬及び向精神薬取締法
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第１３章： 安全衛生及び環境保護

13.1 基本方針

沖縄科学技術大学院大学（以下「本学」という。）では、一連の安全一般に関する意識向上プログラム、研究及び特定の業務に関連する安全教育・訓練、そして健康プログラムを通じて、学生、教職員、そして本学コミュニティに属するその他の人々の安全衛生を推進します。また、本学では、キャンパスを囲む豊かな自然環境を維持・保全しながら、教育研究やその支援業務が行われるよう努めています。このような取組には、有害廃棄物その他の廃棄物の地道なリサイクル活動や適切な取扱いと処理、また省エネルギーの取組等があります。加えて、沖縄は地震、津波、台風その他の自然災害（そしてこれらに関連する火災）の被害を受けやすい地域にあることから、本学では、学生及び教職員を

対象に、詳細な災害・緊急対策の計画を定め、また、訓練を行うこととしています。
本学は、安全衛生及び環境保護（以下「SHEP」という。）に関するすべての法律上及び規制上の要件を遵守しており、また必要に応じて追加要件を課すこともあります。本学コミュニティの各メンバーに対しては、日本の関連法令の遵守に加え、安全（災害対策を含む）・衛生・環境保護に関する本学の基本方針・ルール・手続きを遵守することが期待されます。本学における安全衛生、環境保全、災害対策プログラムの成功には、SHEP に関して各個人が責任を果たし、積極的に取り組むことが欠かせません。

13.1.1 安全一般に関する方針

職場の安全一般に関する訓練は、本学の全員、たとえ危険のないデスクワークに就いていると考えている人たちにとっても、重要なものです。安全訓練は、本学の最も基本的かつ重要な役割の一つです。安全訓練を行うことにより、職場で可能性のある災害、その認識手順、そして災害が確認された場合に実施すべきことについて、洞察力を得ることができます。グループ単位の訓練、ウェブ上の訓練又はマンツーマンの訓練など、いくつかの形で訓練を受けることができるようになっています。本学では、方針として、全ての教職員と学生が職場安全に係る項目を網羅したオリエンテーションプログラム [link: 13.3.1]を受けなければならないこととしており、 また、そうしたプログラムを必要に応じて再受講しなければなりません。

13.1.1.1 特定の職に関する安全方針

職業特有の危険は数多くあります。工作機械の運転、電気工事、建設、配管、またその他機械類に関するあらゆる作業には、危険が伴います。このような危険を伴う作業は、職業安全に関する規制・訓練の対象であり、本学においてこれらの職業に従事している人々（又はこのような活動を実施する人々）は、関連する安全訓練を受けることが求められます。[link: 13.3.2]

13.1.1.2 研究安全に関する方針

個々の実験毎に、潜在する危険性は大きく異なります。最も重要なことは、実験を実施する各々が自ら潜在する危険性を予知し、事前に注意事項を把握し、自ら安全な実験手順と安全対策を取ることです。また、教員及び実験責任者は研究従事者に適切な安全

対策を指導し、研究従事者はその適切な指導と助言に従わなければなりません。万一事故が発生した場合、人命救助及び負傷者の手当てを最優先に行い、適切かつ必要な応急措置を執るとともに被害の拡大を防止しなければなりません。

13.1.2 衛生及び健康に関する方針

本学は、教職員と学生の身心の健康、そしてより良い生活を促進するとともに、快適な労働環境を築くための訓練、プログラム、そして医療に関するサービスを提供します。教職員及び学生は、本学の衛生・健康プログラムに参加し、自身の健康について意識し、定期的に一般及び特殊健康診断[link: 41.3.1]を受け、食事や栄養に注意を払い、日常的に運動し、毎晩十分な睡眠をとり、そして息抜きや休養のための時間を取ることが望まれます。

13.1.3 環境保全に関する方針

本学では、再生可能エネルギー関連技術の継続的な開発、環境科学及び関連分野における研究、そして本学の活動におけるエネルギー消費の最小化に取り組んでいます。すべての教職員と学生には、環境への影響の抑制、廃棄物の削減、危険廃棄物の管理と取扱い、そしてエネルギー効率の最大化に関する本学の方針に従って行動することが期待されます。

13.1.4 災害対策及び緊急対応に関する方針

予測不能な自然災害その他の災害による被害をできる最小限に止めるため、本学では、災害対策と緊急対応に関する計画を定め、実施します。また、避難場所及び避難経路を設定するとともに、緊急連絡先を定めています。本学の教職員と学生には、このような対策・計画・予防策を理解しておくことが期待されます。本学コミュニティの全メンバーは、本学以外の場所での災害や緊急事態に対処するために、それぞれ個人の計画を持っておくことも期待されます。詳細は、“安全衛生に関する緊急時の対応手順及び緊急連絡先ガイドライン”[link: http://rs.oist.jp/industrial-health-and-safety/docs/ESH_procedures_and_guidelines_j_111101.pdf]を参照してください。

13.2 留意すべき事項

13.2.1.1　　労働安全衛生法

職業上の安全衛生に関して、本学の活動は日本の労働安全衛生法［link: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO057.html］の対象となっています。また、本学では独自の安全衛生管理規程［link:］を定めるとともに、沖縄科学技術大学院大学安全衛生委員会　［link:］を設置しています。

その他の重要な法律

本学の各種研究及び学術活動に適用されるその他の法律については、本章の該当箇所にて取り上げます。

13.2.2 輸出入に関するコンプライアンス

日本は、他の多くの国々と同様、本学で実施される類の基礎研究で用いられる材料や設備を含め、事実上すべての商品の輸出入に規制や要件、また場合によっては関税を課しています。特に懸念されるのが、軍事転用可能な品目、装置、物質、情報、そして試料です。ソフトウェア、製造ノウハウといった知的財産、そして利用マニュアルさえも、外国為替及び外国貿易法（外為法）により管理・規制されます。規制品目の輸出には許可が必要です。国は、生物を含む各種品目、装置、物質、情報及び試料の輸入についても管理しており、また、それについて許可が必要とされる場合があります。輸入が許可された品目であっても、料金・税金（「関税」という場合もあります）の対象となることもあります（大学の研究活動に用いる場合には免除されることもあります）。輸出入管理のコンプライアンス確保に当たっては十分な注意を払い、かつ専門家の助言を求めるようにしてください。関連情報としては、以下を参照してください。

- 沖縄科学技術大学院大学安全保障輸出管理規程［link:］
- 安全保障貿易ウェブサイト（安全衛生セクション）［link:］
- 安全保障貿易管理ウェブサイト（経済産業省）［link:］
- 外国為替及び外国貿易法（外為法）［link:］

13.2.3 生物試料、化学薬品その他の規制物質の輸送

多くの研究試料や装置、物質の輸送は、郵便法、内国郵便約款、万国郵便条約、IATA 危険物質規則書等に基づき、厳格な規制の対象となっています。加えて、日本国内や海外での移動のための容器や包装についても、

所定の要件を遵守している必要があります。規制要件の遵守を確実とするために細心の注意を払ってください。
関連する法律には、以下のものがあります。

- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）[link: http://www.bch.biodic.go.jp/english/law.html]
- 家畜伝染病予防法 [link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%89%c6%92%7b%93%60%90%f5%95%61%97%5c%96%68%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S26HO166&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1]
- 狂犬病予防法 [link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8b%b6%8c%a2%95%61&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S25HO247&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1]
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 [link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%b4%90%f5%8f%c7%82%cc%97%5c%96%68%8b%79%82%d1%8a%b4%90%f5%8f%c7%82%cc%8a%b3%8e%d2%82%c9%91%ce%82%b7%82%e9%88%e3%97%c3%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%96%40%97%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H10HO114&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1]
- 植物防疫法 [link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%90%41%95%a8%96%68%89%75%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S25HO151&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1]
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）[link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%93%c1%92%e8%8a%4f%97%88%90%b6%95%a8%82%c9%82%e6%82%e9%90%b6%91%d4%8c%6e%93%99%82%c9%8c%57%82%e9%94%ed%8a%51%82%cc%96%68%8e%7e%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%96%40%97%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&

H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H16HO078&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1]

・ 水産資源保護法 [link:http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?re=01&dn=1&x=0&y=0&co=1&yo=&gn=&sy=&ht=&no=&bu=&ta=&ky=%E6%B0%B4%E7%94%A3%E8%B3%87%E6%BA%90&page=3]

・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） [link:http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?re=01&dn=1&x=0&y=0&co=1&yo=&gn=&sy=&ht=&no=&bu=&ta=&ky=%E5%8C%96%E5%AD%A6%E7%89%A9%E8%B3%AA&page=5]

13.2.4 安全サイン

「安全サイン」は、危険の警告や注意喚起を行うもので、キャンパス内の様々な場所に掲示されています。これらのうち一部は建設中や路上作業中に使用される一時的な警告表示です。研究棟の各室の扉に掲示されたものは、通常、常設のものであり、真剣に受け止める必要があります。教職員、学生、そしてビジターは、すべての安全標示に注目し、従うことが求められます。安全サインは、沖縄科学技術大学院大学安全サインガイドライン [link:]に基づき、作成・維持されます。

13.2.5 事故の対応及び報告

本学の全員が、安全衛生に関する事故について、「OIST 安全衛生に関する緊急時の対応手順及び緊急連絡先ガイドライン」[link:]及びその他の規程に基づき対応及び報告する責任を負います。具体的は対応及び報告の手順は、13.5[link: 13.5]の手続きを参照してください。またその他の参考情報については、安全衛生セクションウェブサイト[link:]を参照してください。

13.3 ルール

13.3.1 オリエンテーションプログラム

安全教育・訓練は、本学が提供する極めて重要で大切なプログラム[link:http://sakai.oist.jp/portal/]のひとつであり、その一環としてすべての教職員と学生にオリエンテーションプログラム（ＯＰ）の受講が求め

られます。ＯＰは、0IST の構成員として知っておくべき事項についてまとめたものであり、安全に関する事項も掲載されており、教教職員が自らを守り、安全関連の事故を防止できるように作られています。同プログラムは、関連法令等による規制及び本学の関係規則を網羅しています。研究や実験に直接には関わっていない事務教職員（及び委託事業者の教職員）を含め、本学のすべての学生と教職員は、ＯＰを受講しなければなりません。ウェット系の研究ユニットに配属される者及び学生は、ＯＰに加えて、専門ＯＰも受講しなければなりません。ＯＰ及び専門ＯＰは、法令や 0IST 規則等の改正に伴い更新されます。教職員と学生は、ＯＰ及び専門ＯＰの更新通知を受け取った場合、更新コースを速やかに受けなければなりません。廃棄物の回集や清掃を行う教職員や実験エリアに頻繁に入室する業者等は、ＯＰに加え、作業を開始する前及び少なくとも年に１回、アドバンスドプログラムを受講しなければなりません。

13.3.2 特定の安全性に係る教育・訓練

特定の職に関する安全教育・訓練は、多くの場合、各種の法令又は指針の対象となっています。労働安全衛生並びにその他の法令及びガイドラインの規制の対象となる作業を行う教職員は、かかる規制により要求されている教育訓練をすべてを修了しなければなりません。主な教育訓練プログラムは下記のとおりです。

- バイオセーフティ［link:］
- 血液由来の病原体［link;］
- 人対象研究［link:］
- 動物実験［link:］
- 放射性同位元素［link:］
- 化学物質［link:］
- 廃棄物［link:］
- 安全保障貿易［link:］
- 放射線発生機器［link:］
- 高圧ガス［link: ］
- 物理系機器［link: ］
- 電気災害［link: ］

13.3.3 危険作業及び有害物取扱い作業

危険作業及び有害物取扱い作業を行うときには、常に以下の一般ルールに従ってください。

(1) 高温、高圧、高電圧、高速度、高重量の装置を扱うときは、十分な防護処置をし、慎重な取扱いをしなければなりません。
(2) 使用経験のない装置を取り扱うときには、取扱説明書等を事前に熟読するなど必要な準備を行うとともに使用する前に経験のある人の指導を受けなければなりません。
(3) 事故防止のため、取り扱いに熟練を要する装置は、基本操作を習得した後に取り扱わなければなりません。
(4) 使用後、装置及びその周りの後片付けを行い、もし不備な個所があれば速やかに修理をするか、またはその旨を次の使用者に伝えなければなりません。
(5) 必要に応じて、次の保護具を備えておき、使用しければなりません。
    - 眼及び顔の保護具（顔面シールド付き眼鏡など）
    - 身体及び手足の保護具（保護衣、手袋、安全靴など）
    - 呼吸用保護具（防塵マスク、防毒マスク、空気呼吸器など）
(6) 保護具はいつでも最適な状態で使用できるよう常に整備し、保管場所が容易に分かるよう明示しておかなければなりません。
(7) 必要に応じて、迅速にかつ適切に使用できるよう、防護具の装着方法等を事前に習得しておかなければなりません。
(8) 防護具を使用した後、適切な消毒や保管を行わなければなりません。

13.3.4 機器、設備、器具及び装置

教職員は、本学における自身の職務を遂行するにあたり、大小や単純・複雑を問わず、ハンマーや溶接トーチからクレーンやレーザーまで、各種の機械、設備、装置、ツール、器具等（以下、併せて「設備」といいます）を利用することがあります。

13.3.4.1　すべての作業者は関連マニュアルを熟読し、危険を回避又は緩和する方法について理解し、知っておく必要があります。

13.3.4.2　「労働安全衛生法」[link: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO057.html] 及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」[link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_N

AME=%95%fa%8e%cb%90%ab%93%af%88%ca%8c%b3%91%66%93%99%82%c9%82%e6%82%e9%95%fa%8e%cb%90%fc%8f%e1%8a%51%82%cc%96%68%8e%7e%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%96%40%97%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S32HO167&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1] には、同法に記載する機器、設備、器具、装置等の安全な設置及び安全な運用に関する要件が定められています。以下の設備を設置するには、安全衛生セクションを経由して管轄規制当局に一定の資料を提出し、許可又は届出を事前に行わなければなりません。規制対象の機器は、安全衛生セクションウェブサイト[link:]を参照してください。

13.3.4.3 設備の無人運転

冷蔵庫、冷凍庫、中温で使用するインキュベーター等の運転は無人で行うことができますが、一般原則としては、機器・設備・器具・装置（併せて「設備」）を無人運転（終夜運転を含む。）することはできません。ただし、安全装置が備えられた危険性の低い設備、機器等の場合には、適切な安全対策が施されていれば、無人運転することができます。無人運転を行うときには、以下の表示を掲示しなければなりません。

- 無人運転又は終夜運転を行う旨のメモを、機器に表示する。
- 機器に実施中の実験内容、緊急時の処置法と連絡先等を表示する。

13.3.4.4 定期点検を必要とする設備

実験・研究、または施設運営で使用される機器や設備等には、定期点検を必要とするものがあります。少なくとも、設置、再配置、処分の際には、点検又は再点検を実施しなければなりません。対象となる機器は、安全衛生セクションウェブサイト[link:]を参照してください。

13.3.4.5 レーザーの使用

レーザーの使用については、「レーザー安全管理規程［link: ］」及び「レーザー安全基準［link: ］」を参照してください。

13.3.4.6 工作室

工作室が安全に利用されるために必要な事項は「工作室安全利用規程」[link:]に定めます。

13.3.4.7　エックス線装置の使用

エックス線装置の安全かつ適切な使用を確保するために必要な事項は「エックス線装置管理規程」[link:]に定めます。

13.3.5 電気災害

電気、特に高圧電流を扱う作業又は周辺での作業は極めて危険です。正しく適切に、そして注意深く管理し、取り扱わなければ、財産だけではなく人命にも深刻なリスクをもたらします。電気を扱う作業を行う人々は、OIST 電気の安全な取扱いマニュアルに記載する所定の教育・特別訓練を受け（また、同マニュアルに従って行動し）なければなりません。

13.3.6 高圧ガス及び液化ガス

「高圧（圧縮）ガス」や「液化ガス」をを取り扱う場合には、「高圧ガス保安法」[link: http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=1974&vm=04&re=01]の要件に従わなければなりません。同法では圧縮ガスの使用を規制し、また、これらのガスの使用方法の詳細を定めています。2 MPa に達する液化ガスについても、不適切な扱いによって瞬間的に高圧ガスを発生するため高圧ガスと同様に規制されます。高圧ガス／液化ガスを使用する者は、関連する災害について習熟し、これらのガスを安全に使用して作業するための技能と知識を身に付ける必要があります。

13.3.7 内部審査が必要な実験/研究

遺伝子組換え実験 [link: 13.3.8]、病原体及び毒素取扱い実験[link: 13.3.9]、動物実験 [link: 13.3.10]、放射性同位元素取扱い実験 [link: 13.3.11]、人対象研究 [link: 13.3.12]及び物理系実験に関しては、実験を開始する前に、実験者は、関連するセクションに実験／研究申請書を提出しなければなりません。関連する内部審査委員会は申請書の審議を行い、研究担当ディーンに対して決定のための答申を行ないます。

本学の内部審査委員会は、以下のとおりです。

- バイオセーフティ委員会
- 動物実験委員会

・放射線安全委員会
・人対象研究審査委員会
・物理系機器委員会

13.3.8 遺伝子組換え実験

遺伝子組換え実験は、以下及びその他の関連法令を遵守して実施しなければなりません。また、事前に適切な教育・訓練を受講して、必要な手続きを終了しなければなりません。外部の機関と遺伝子組換え生物等の授受を行う場合は、輸出入に関する法令や輸送機関のルールを遵守して、事前に必要な手続きを終了しなければなりません。

- 沖縄科学技術大学院大学遺伝子組換え実験規程［link:］
- 沖縄科学技術大学院大学バイオセーフティ管理規程［link:］
- 沖縄科学技術大学院大学バイオセーフティ委員会規程［link:］
- 沖縄科学技術大学院大学バイオセーフティマニュアル［link:］
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律［link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%88%e2%93%60%8e%71%91%67%8a%b7%82%a6%90%b6%95%a8%93%99%82%cc%8e%67%97%70%93%99%82%cc%8b%4b%90%a7%82%c9%82%e6%82%e9%90%b6%95%a8%82%cc%91%bd%97%6c%90%ab%82%cc%8a%6d%95%db%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%96%40%97%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H15HO097&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 ］
- 遺伝子組換え実験ウェブサイト（安全衛生セクション）［link:］
- 日本版バイオセーフティクリアリングハウス（J-BCH）［link: http://www.bch.biodic.go.jp/index.html］

13.3.9 病原体等取扱い実験

病原体等取扱い実験は、以下及びその他の関連法令を遵守して実施しなければなりません。また、事前に適切な教育・訓練を受講して、必要な手続きを終了しなければなりません。外部の機関と病原体等の授受を行う場合は、輸出入に関する法令や輸送機関のルールを遵守して、事前に必要な手続きを終了しなければなりません。なお、OIST では、バイオセーフティの対象となる生物系試料が多岐にわたりますので注意が必要です。

・　沖縄科学技術大学院大学バイオセーフティ管理規程 [link:]
・　沖縄科学技術大学院大学バイオセーフティ委員会規程 [link:]
・　OIST バイオセーフティマニュアル [link:]
・　国立感染症研究所病原体等安全管理規程（国立感染症研究所）[link:]
・　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 [link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%b4%90%f5%8f%c7%82%cc%97%5c%96%68%8b%79%82%d1%8a%b4%90%f5%8f%c7%82%cc%8a%b3%8e%d2%82%c9%91%ce%82%b7%82%e9%88%e3%97%c3%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%96%40%97%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H10HO114&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1]
・　病原体等ウェブサイト（安全衛生セクション）[link:]

13.3.10　　動物実験

動物実験は、以下及びその他の関連法令を遵守して実施しなければなりません。また、事前に適切な教育・訓練を受講して、必要な手続きを終了しなければなりません。外部の機関と実験動物の授受を行う場合は、輸出入に関する法令や輸送機関のルールを遵守して、事前に必要な手続きを終了しなければなりません。

・沖縄科学技術大学院大学大学動物実験規程 [link:]
・沖縄科学技術大学院大学動物実験委員会細則 [link:]
・沖縄科学技術大学院大学動物実験施設運営委員会細則 [link:]
・OIST 動物実験マニュアル [link:]
・動物の愛護及び管理に関する法律 [link:]
・実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）[link:]

・研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省）[link: http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm]
・動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議 ）[link: http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-k16-2.pdf]
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律[link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%b4%90%f5%8f%c7%82%cc%97%5c%96%68%8b%79%82%d1%8a%b4%90%f5%8f%c7%82%cc%8a%b3%8e%d2%82%c9%91%ce%82%b7%82%e9%88%e3%97%c3%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%96%40%97%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H10HO114&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1]
・家畜伝染病予防法[link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%89%c6%92%7b%93%60%90%f5%95%61%97%5c%96%68%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S26HO166&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1]
・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律[link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%88%e2%93%60%8e%71%91%67%8a%b7%82%a6%90%b6%95%a8%93%99%82%cc%8e%67%97%70%93%99%82%cc%8b%4b%90%a7%82%c9%82%e6%82%e9%90%b6%95%a8%82%cc%91%bd%97%6c%90%ab%82%cc%8a%6d%95%db%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%96%40%97%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=

&H_FILE_NAME=H15HO097&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1]

・動物の輸入届出制度について[link: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html]

・動物実験支援セクション WEB サイト [link:]

13.3.11 放射性同位元素取扱い実験

放射性同位元素取扱い実験は、以下及びその他の関連法令を遵守して実施しなければなりません。また、事前に適切な教育・訓練を受講して、必要な手続きを終了しなければなりません。放射性同位元素の購入手続きは、放射線取扱主任者のみが行うことができます。また、放射線を発生させる機器の設置には、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の規定により、事前に許可や届出が必要な場合があります。

・沖縄科学技術大学院大学放射線障害予防規程 [link:]

・沖縄科学技術大学院大学放射線障害予防規程細則 [link:]

・沖縄科学技術大学院大学放射線安全委員会規程[link:]

・沖縄科学技術大学院大学放射性同位元素取扱施設共同利用細則[link:]

・OIST 放射性同位元素マニュアル [link:]

・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 [link: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%95%fa%8e%cb%90%ab%93%af%88%ca%8c%b3%91%66%93%99%82%c9%82%e6%82%e9%95%fa%8e%cb%90%fc%8f%e1%8a%51%82%cc%96%68%8e%7e%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%96%40%97%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S32HO167&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1]

・RI ウェブサイト（安全衛生セクション）[link]

13.3.12 人対象研究

人対象研究は、以下及びその他の関連法令を遵守して実施しなければなりません。また、事前に適切な教育・訓練を受講して、必要な手続きを

終了しなければなりません。ヒト由来試料を取扱う場合には、血液由来病原体等への感染防止対策を施さなければなりません。外部の機関とヒト由来試料の授受を行う場合は、輸出入に関する法令や輸送機関のルールを遵守して、事前に必要な手続きを終了しなければなりません。

・沖縄科学技術大学院大学人を対象とする研究に関する規程 [link:]
・沖縄科学技術大学院大学人を対象とする研究細則 [link:]
・沖縄科学技術大学院大学人対象研究審査委員会規程 [link:]
・OIST 人対象研究マニュアル [link:]
・臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省）[link:]
・ヘルシンキ宣言（世界医師会） [link: http://www.wma.net/en/30publications/10policies/b3/index.html]
・ベルモントレポート（生物医学・行動研究における被験者擁護のためのアメリカ合衆国国家委員会） [link: http://ohsr.od.nih.gov/guidelines/belmont.html]
・人対象研究 WEB サイト（安全衛生セクション）[link:]
・医学研究 WEB サイト（厚生労働省）[link: http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html]

13.3.13 化学物質

（放射性同位元素（RI）に適用されるルールについては、放射線及び放射性同位元素 [link: 13.3.11] の項に記載されています。）化学物質の取扱い、使用、保管は、「沖縄科学技術大学院大学化学物質管理規程」、「労働安全衛生法」及びその他の法令を遵守しなければなりません。化学物質の使用者は、化学物質の種類によって安全要件が異なることに留意しなくてはなりません。

- 安全衛生セクション WEB サイト [link:]
- 化学物質安全対策室 WEB サイト（厚生労働省）[link: http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html]
- 化学物質管理政策 WEB サイト（経済産業省）[link: http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html]

- 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）[link: http://www.safe.nite.go.jp/]

13.3.13.1 化学物質に係る安全対策の基本ルール

- 新たな化学物質を取り扱うときは、事前に、化学物質総合検索システム（CRIP）及び化学物質安全データシート（MSDS）を使用してください。
- 適切な防護具（実験衣、ゴム手袋、保護メガネ、マスク等）を着用してください。
- 潜在的な危険性が高い化学物質の取扱いを予定している場合は、危険性の低い代替物を検討してください。
- 使用前に、再度、取り扱う化学物質の物理・化学的性質、危険性、廃棄方法を確認してください。
- 潜在的な事故を防止し、危険を最小化するために、安全対策を講じてください。

13.3.13.2 輸出入

日本では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が制定され、新たに製造・輸入される化学物質について事前に人への有害性などについて審査するとともに、環境を経由して 人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する仕組みが設けられています。化学物質の輸入予定者は、事前に、化学物質安全管理者（安全衛生セクション）に相談し、その指導に従わなければなりません。

・化学物質 WEB サイト [link:]

・化学物質管理政策 WEB サイト（経済産業省）[link: http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html]

13.3.13.3 輸送

化学物質の輸送は、郵便法、内国郵便約款、万国郵便条約、IATA 航空危険物規則書等の規定により規制されており、輸送できるものはこれらの規定により明確化されています。輸送のための容器及び包装は、具体的な要件を遵守するものでなくてはなりません。輸送会社によっては、危険物や検疫対象物の配送業務を行っていない会社もあるので、事前に運送会社又は配送会社に連絡してく

ださい。また、本章の 13.2.3 [link: 13.2.3] 及び OIST 安全保障貿易管理 WEB サイト[link:] もご参照ください。

13.3.13.4　特に注意を要する化学物質

以下に列挙された化学物質は、規制省庁により、危険性又は有害性を有すると見なされており、その取扱い、管理及び保管は厳しい要件の対象となります。列挙されていない化学物質についても、以下に列挙される化学物質と同程度の危険性が予測される場合には、同様に特別な注意を払う必要があります。また、関連する法令及び関連規程を遵守しなければなりません。

(a)　有機溶剤（有機溶剤中毒予防規則） [link:]
(b)　特定化学物質（特定化学物質等障害予防規則） [link :]
(c)　毒物 [link :]、劇物 [link :]、特定毒物 [link :]（毒物及び劇物取締法）
(d)　危険物（消防法） [link :]
(e)　高圧ガス（高圧ガス保安法） [link:]
(f)　麻薬 [link :]及び向精神薬 [link :]（麻薬及び向精神薬取締法）
(g)　核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律） [link :]

・沖縄科学技術大学院大学化学物質管理規程 [link:]
・沖縄科学技術大学院大学毒物及び劇物管理規程 [link:]
・沖縄科学技術大学院大学麻薬及び向精神薬管理規程 [link:]
・沖縄科学技術大学院大学計量管理規程 [link:]
・OIST 化学物質取扱マニュアル [link:]
・OIST 麻薬及び向精神薬取扱いマニュアル [link:]

13.3.14　野外活動

本学の野外における教育研究活動については「野外における教育研究活動に関する規程」［link:］を参照してください。

13.3.15　健康及びウェルネス

本学のすべての学生及び教教職員は、安全ルールの遵守に加え、自己の健康及びウェルネスに注意を払わなければなりません。特に、各作業エ

リアは、危険がなく適切な機器を収容し、適切な明るさで照らされ、人間工学的に正しいツール、機器及び備品を備え、適切に換気されているべきです。また学生及び教職員は、毎日十分な睡眠、運動、栄養価の高い食事、休養及び娯楽の時間の必要性に留意するべきです。

13.3.16　　環境保護

本学の学生及び教教職員は、以下を遵守して本学の自己の責務を履行しなければなりません。

1. 施設及び器具・機器を効率的に使用することにより、エネルギー消費及び温室効果ガスの排出を削減すること
2. 有害物質について、環境への放出を防ぐため法的要件及び本学の要件に沿った管理・取り扱いをすること
3. 環境保護に関する研修会に参加すること
4. 環境保護活動を推進する情報を積極的に交換すること
5. 実行可能な場合、廃棄物を最小限にし、資源を再利用すること

13.3.16.1　　廃棄物管理

廃棄物の管理においては、以下及びその他の関連法令を遵守しなければなりません。当該作業に必要となる教育・訓練プログラム及び手続きを作業開始前に終了しなければなりません。廃棄物の処理及び廃棄を行う際には、適切な防護服を着用しなければなりません。

・沖縄科学技術大学院大学廃棄物規程［link:］
・OIST 廃棄物管理マニュアル［link:］
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律［link: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO137.html］

13.3.17　　災害対策及び緊急時対応

危険な災害への対策及び緊急状況下での適切な対応は、各自が、緊急事態がどのようなものか及びその対応として何をすべきかを知っていれば可能です。教教職員及び学生は、自分が働くエリアの緊急時の対応手順、緊急連絡先、避難経路を定期的に確認することにより、備えを維持しなければなりません。教教職員及び学生は、「安全衛生に関する緊急時の対応手順及び緊急連絡先ガイドラン」［link:］を読み、理解しなければなりません。また、教教職員及び学生は、自己の業務に応じた個別の緊急対応計画を作成すべきです。台風時の対応については「台風時対応ガイドライン」［link:］を参照して下さい。

13.4 責任

13.4.1 全教職員及び学生

本学のコミュニティのすべてのメンバーが安全確保に対する責任を有していることが安全管理の基本です。また、すべてのメンバーは、本学の安全衛生、環境保全及び災害対策プログラムを遵守することが求られます。

13.4.2 セクション等のリーダー及び教員

自己の研究室における安全確保及び環境衛生の第一義的な責任を有するとともに作業・研究に関連する危険性を把握する責任も有しています。また、所属のメンバーが実験室に特有な及び一般的な危険性に係る教育訓練の受講を確実にし、適切な手順により適切な機器を使用していることを確認する等、研究室における安全基準を設定しその遵守を強化する責任があります。所属のメンバーが関連する法令、規程及び手順を遵守していることを確保する責任を有します。さらに、管理部門から提供される教育・訓練プログラムに加え、安全に関する教育・訓練プログラムの一環として、オン・ザ・ジョブの教育・訓練の機会を作らなければなりません。

13.4.3 防火管理者

本学の防災管理について責任を有します。これには、消防計画の作成、消火・避難訓練の実施、緊急通報・避難の許可、消火器及び類似の機器の検査・管理の確保、並びに火災を防止するための他の努力が含まれます。

13.4.4 安全衛生セクションリーダー

本学において、実験及び研究が法令及び内規を遵守して実施されることを確保する責任を有します。

13.4.5 動物実験支援セクションリーダー

動物施設及び動物実験における安全衛生、環境保全及び災害対策を確保する責任があります。

13.4.6 施設管理セクションリーダー

職場の安全衛生、環境保全及び災害対策が確保されるよう施設を管理・維持する責任があります。

13.4.7 本学において研究に従事する者

教職員、学生又は来訪者の別を問わず、自己又は他の研究従事者等に不必要な危険をもたらすことのないよう、研究活動に伴う安全や衛生上の問題について十分な知識と理解を得た上で研究活動に従事するという責務を有しています。このためには、安全衛生に関する各種の教育訓練に自ら積極的に参加することが必要であるほか、代表研究者を始め以下に掲げる各種の安全管理に責任を有する教職員からの適切な指導と助言に従わなければなりません。

13.4.8 特定の研究に関連する責任・役割

・バイオセーフティ主任者：本学において、遺伝子組換え実験、病原体等取扱い実験の作業が適切に実施されるように、法令及び本学の規定が遵守されることを確保する。

・人対象研究管理責任者：本学において、人対象研究の作業が適切に実施されるように、国のガイドライン及び本学の規程が遵守されることを確保する。

・人対象研究個人情報管理者：本学において、人対象研究に関連する個人情報が適切に保護されることを確保するように、個人情報の管理を監督する。

・放射性同位元素取扱施設長：本学において、放射線の危険を管理・軽減し、放射性同位元素を使用する実験が適切に実施されるように、法令及び本学の規程が遵守されることを確保する。

・放射線取扱主任者：放射性同位元素取扱施設長を補佐し、放射線障害の防止及び実験の適正な実施が図られるよう法令及び本学の規程の遵守を確保する。

・化学物質安全管理者：本学において、化学物質の取扱いが適切に実施されるように、法令及び本学の規程の遵守を確保する。

・動物実験コーディネーター：本学において、動物実験が適切に実施されるように、法令、ガイドラン及び本学の規程が遵守されることを確保する。

・規制薬品統括管理責任者：本学において、麻薬及び向精神薬の取扱いが適切に実施されるように、法令及び本学の規程が遵守されることを確保する。

・動物施設規制薬品管理責任者：本学において、動物診療目的で使用する麻薬及び向精神薬の管理を行う。

13.5 手続き

13.2.5 に基づく具体的な対応及び報告の手順は以下のとおりです。その他の本章の各項目に係る手続きは、各関連規程の規定に定めるとおりとします。

a. 業務に起因する事故又は傷病が発生した場合、被災者又は現認者は、直ちに被災者の上長及び中央防災センター[link:10.8.4]に報告しなければなりません。怪我人がいる等の処置が必要な場合は、保健センター又は救急への通報を最優先に行わなければなりません。
b. 中央防災センターは、事故又は傷病の内容により救急、安全衛生セクション（安全衛生委員会[link:]事務局）、保健センター及び／又は必要に応じてその他関連部署に連絡します。また、被災者が学生の場合は、中央防災センターは学生支援セクションにも連絡します。
c. 安全衛生セクション、保健センター及び関連部署は事故又は傷病の情報を直ちに共有し、必要な措置を執ります。
d. 安全衛生セクションリーダーは、総括安全衛生管理者[link:]及び安全衛生委員会委員に報告します。重大な事故や傷病の場合は、安全衛生セクションリーダーは、直ちに学長及び研究担当デイーンにも報告します。
    * 詳細な対応手順等については、「安全衛生に関する緊急時の対応手順及び緊急連絡先ガイドライン[link:]」及びその他の規程に沿って対応しなければなりません。
    * 被災者及び現認者は、対応すべき部署を同定することができる場合は、上記の手続きによらず、直接当該部署に連絡することができます。（例えば、動物実験事故における実験動物支援セクションへの連絡等。）
    * 軽微な事故の場合、上記手順に従う必要はありません。ただし後日メール等で安全衛生セクションに報告してください。
    * 本学のシニアレベル・エグゼクティブ[link: 30.2.2]を含む関係者への緊急報告には、スマートフォン用のアプリケーションが利用されることがあります。

13.6 書式

13.6.1 遺伝子組換え実験

安全衛生セクション WEB サイト参照 [link:]

13.6.2 病原体等取扱い実験

安全衛生セクション WEB サイト参照 [link:]

13.6.3 遺伝子組換え実験及び病原体等取扱い実験共通

安全衛生セクション WEB サイト参照 [link:]

13.6.4 動物実験実験

動物実験セクション WEB サイト参照 [link:]

13.6.5 人対象研究

安全衛生セクション WEB サイト参照 [link:]

13.6.6 化学物質

安全衛生セクション WEB サイト（化学物質）参照 [link:]

安全衛生セクション WEB サイト（麻薬・向精神薬）参照 [link:]

13.6.7 放射性物質

安全衛生セクション WEB サイト参照 [link:]

13.7 連絡先

ポリシー・オーナー：

研究担当デイーン

副学長（建物・施設管理担当）

他の連絡先：

安全衛生セクションリーダー

動物実験支援セクションリーダー

イメージング＆機器分析セクションリーダー

エンジニアリング・サポートセクションリーダー

施設管理セクションリーダー